2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字池ノ浦一〇五の一、一〇五の三、一〇六の二、一二六の二、一二六の五、一二六の六、一二六の九、一二六の一〇、一二六の一二、一三一の一、一三一の二、一三三の一、字入倉二六四、字後谷三〇の一・三二・三三の一・三四の一・三五・三六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三三の二、三四の四、字臼ヶ久保二五の一・二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字下野田ノ井一八の二、字清田二七三の一・二七三の二・二七四・三〇七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字東筋四、五、字山嫁坂三九・四〇の一・四〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字横尾七〇の一、字奥谷六・七・二八・二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字西大久保三四の一（次の図に示す部分に限る。）、字嫁坂一八・一九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字松尾四四（次の図に示す部分に限る。）

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字池ノ浦一〇五の一、一〇五の三、一〇六の二、一二六の二、一二六の五、一二六の六、一二六の九、一二六の一〇、一二六の一二、一三一の一、一三一の二、一三三の一、字入倉二六四、字後谷三〇の一・三二・三三の一・三四の一・三五・三六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三三の二、三四の四、字臼ヶ久保二五の一・二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字下野田ノ井一八の二、字清田二七三の一・二七三の二・二七四・三〇七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字東筋四、五、字山嫁坂三九・四〇の一・四〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字横尾七〇の一、字奥谷六・七・二八・二九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字西大久保三四の一（次の図に示す部分に限る。）、字嫁坂一八・一九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字松尾四四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十七年二月十九日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月三日

農林水産大臣　林　芳正

環境大臣　望月　義夫

承認番号　15―46P―0006

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	デュポン株式会社 代表取締役社長　田中　能之 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（改変*cry1F*, *cry34Ab1*, *cry35Ab1*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (4114, OECD UI：DP―004114―3)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○国土交通省告示第二百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年三月四日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県八千代市緑が丘一丁目千百二十番地三　独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉業務部千葉中部業務事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第二百八十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年二月十八日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

兵庫県タクシー事業協同組合

二　主たる事務所の所在地

兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第二百九十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年二月十八日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

兵庫県タクシー事業協同組合

二　主たる事務所の所在地

兵庫県神戸市灘区岩屋北町七丁目二番二十四号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）